



不登校について

新潟大学 地域精神医療学寄附講座
NPO法人新潟トラウマ治療協会
カウンセリングオフィスVISION
杉本 篤言

なぜ学校へ行く必要があるのか？



- 勉強をするため？
- みんな行ってるから？
- 将来ひきこもりにならないため？
- 自分で稼いで、食べていけるようになるため。
 - 収入がなければ食べ物も着るものも住む場所も得られない。つまり生きていけない。
 - ネット時代になったとはいえ、多くの仕事は9～17時まで職場で働いて収入を得るもの。
 - 将来働けるようになるため、自力で食べていけるようになるために学校に行く。
 - 学校に行けない人は仕事にも行けない。
- 児と大人たちとの間で、この共通認識が得られてから介入を開始する。
 - さもなければ、介入してくる大人は児から見て無意味なことを一所懸命やっている理解不能な人、余計なお世話をしてくるおせっかいな人になってしまう。

不登校の原因



- 他児とのトラブル
 - いじめ、友人関係の変化など
- 先生とのトラブル
 - 不適切な対応、厳しすぎる指導など
- 学習の遅れ
 - 境界知能～知的能力障害、限局性学習症など
- 過敏性に抵触
 - 聴覚過敏のため人の多い場所が苦手など



不登校児の背景



- 家庭の事情
 - 家庭のサポート力不足、離婚家庭
 - 親の理解不足、親の精神疾患
- 児の要因
 - 児に何らかの発達障害がある
 - 児にトラウマ関連症状がある、虐待被害者、いじめ被害者
- 背景をどう扱うか
 - 背景は不登校に影響を及ぼす因子ではあるが、そこに働きかけて変化を得るには数年単位の時間がかかる。
 - 背景については、解消されていなくても登校刺激はできる。
 - 背景に対しては働きかけを行うが、性急に成果を求めない。



不登校への対応

■ まずは原因除去 → その後に登校刺激

- 不登校には原因がある。
- 児は登校したい気持ちはあるが、原因のために登校できず苦しんでいる。
- 原因を特定して除去する必要がある。

■ この順序を間違えると...

- 児は「大人は自分の苦しみを分かってくれない！」と感じ、心を閉ざす。
- 児は追い詰められてしまう。
- 特に希死念慮のある場合、追い詰められた先に待っているものは...



5



他児とのトラブルへの対応

■ トラブルの仲裁

- いじめの初期対応 (いじめであってもいじめに発展しそうな嫌がらせの段階であっても)。
- いじめの初期対応については今後のミニレクチャーで紹介していきます。

■ 安心できる環境に

- トラブル対象の児は遠くへ、仲の良い児を近くへ。
- クラス内での席替え。
- 学級編成時 (進級時) に別クラスになるよう調整。

■ 部活動でのトラブル

- 生徒同士の関係および先生との関係にもまたがる問題。
- 登校できることを優先し、休部や退部を検討。

6

ICoRIPI Team

International Collaborative Research for Ijime(Bullying) Prevention and Intervention



先生とのトラブルへの対応

■ 直視したくない問題だが重要

- 学校が安心できる場であるかどうか登校できるかどうかの分かれ目。
- 直視したくない問題をきちんと修正できるとフェアな場であるという空気になる。
- フェアな場になると、実は、大人の側にとっても学校が安心できる場になる。
- フェアでない場では、問題が長期化、潜伏化、陰湿化してゆく。

■ 当該教師の対応の修正

- 児にとって何が負担になっているか第三者が聞き取りを行う。
- 当該教師の対応を修正。
- 謝罪が必要な場合は謝罪をする。
- 直視したくない問題だが、やってみれば当該教師にとっても学校が安心できる場になる。

8



先生とのトラブルへの対応

■ 対応者を変えて対応

- 学校が安心できる場になるよう配慮する。
- 担任がダメなら養護教諭, 学年主任など。
- 学級編成時 (進級時) に別クラスになるよう調整。

■ 部活動でのトラブル

- 生徒同士の関係および先生との関係にもまたがる問題。
- 登校できることを優先し, 休部や退部を検討。



学習の遅れへの対応

■ 学習進度の把握

- 教科ごとに何年生レベルまで習得できているかを確認。
- 不登校の原因となっている場合, 年単位の遅れがあることが多い。

■ 遅れの原因の把握

- 努力不足? 家庭の事情? 本人の特性? などを検討。
- 不登校の原因になるほどの学習の遅れは, **努力不足が原因ではない**ことがほとんど。
- 心理検査, 知能検査なども原因の特定に役立つことがある。
- 境界知能~知的能力障害, 限局性学習症などが原因の場合がある。



学習の遅れへの対応

■ 個別の学習支援

- 遅れの程度が軽度であれば, 単に量を減らすだけでも有効。
- 個別の課題を与える, 個別の指導を行う。
- 別室での学習, 通級指導教室, 適応指導教室などの利用。

■ 家庭教師や学習塾

- 経済的に余裕のある家庭では家庭教師や学習塾も利用。
- ただし, マンツーマン指導が必須である。
- 受験目的ではなく, 遅れを取り戻すことが目的だとはっきり伝える。

■ 処遇の変更

- 特別支援級や特別支援学校への転籍。



過敏性への対応

■ 障害の社会モデル

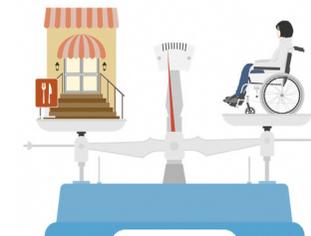
- 単に心身機能の障害だけでなく, **社会的障壁**があわさることで制限を受ける。
- 合理的配慮は, 社会的障壁によって生まれた**機会の不平等**を正すもの。
- 我がままではない, 過敏性である, という認識が必要。

■ 聴覚過敏

- 最も多い原因。
- イヤーマフ, ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可。
- 別室対応, 処遇変更(特別支援教室)なども考慮。

■ 嗅覚・味覚過敏

- 偏食への対応が必要。





専門医受診前に可能な支援

- スクールカウンセラー(SC), スクールソーシャルワーカー(SSW)などへの相談.
- 別室学習, 保健室登校, 通級指導教室, 適応指導教室などの利用.
- かかりつけ医への相談.

13



登校刺激

- 守られている安心感のもとに登校刺激を行う.
- 児のニーズに合わせた個別の対応を.
- 画一的な対応では太刀打ちできない.
- 定期的なモニタリングを行う.
- 段階的に増やす.

14



段階的な登校刺激

- 登校の時間や頻度(曜日)は, 少ないところから段階的に増やしていく.
- 概ね1か月に1回のペースで時間や頻度(曜日)を増やしていく.
 - 週1 → 週2 → 週3...
 - 週3 → 週5
 - 1限 → 1~2限 → 1~4限...
 - 5限 → 5~6限 → 3~6限...
- 増やしていく過程で目標達成できなかった場合は, 負荷が強すぎたと考えて目標を軽減する(あるいは据え置く).

15



定期的なモニタリング

- 月に1回, 定期的なモニタリングを行う.
- 児, 保護者, 教師で集まって, 以下の項目について相談.
- 不登校の原因について再度確認.
- 今月の評価と次月の目標設定.
 - 今月が目標達成できていた → 次月は少しレベルアップした目標設定に.
 - 今月が目標達成できず → 次月は目標据え置き(もしくは負荷を軽減).
- モニタリングが児, 保護者, 教師いずれにとっても負荷にならないよう, 時間は短くする. 具体的には15分程度でよい.

16



専門医受診のタイミング

■ 診断が必要なとき

- 精神疾患が疑われる.
- 何らかのサービス利用のために専門医の診断が必要.

■ 治療が必要なとき

- 可能な支援をすべて投入しても改善しない不登校.
- 親子の力関係の逆転が起きている(または起きそう).
- 専門的な薬物療法が必要.
- 認知行動療法, SST,ペアレントトレーニングなど専門的な対応が必要.

17



専門機関へ行くとき...

■ 児をそこへやることで偏見を持たれないだろうか... (親の心配)

- 発達障がい一般に認知されるようになり、偏見は減ってきている.
- 偏見を持つ人は、専門機関に行ってもいなくても、結局偏見を持っている.
- 偏見を持たれるかどうかよりも、**本人がより伸びられるのはどちらかを考えた方がよい.**
- 専門機関へ行っていたら伸びられたはずの分を逃してしまったら、**一生の損失**になってしまう.

18



専門機関へ行くとき...

■ 専門機関を勧めても保護者が納得してくれない... (支援者の困り)

- 保護者の困り感を聞き出し、それに寄り添う姿勢が重要。「困っていることはありませんか?」、「大変ですね、力になりますよ」という姿勢.
- 保護者の困り感に基づいて、対応してくれる専門機関を紹介。「〇〇で困っているんですね、それならこういうところがありますよ」
- 保護者に困り感がない場合、事実に基づいて話を進める。
 - ...「〇〇ちゃんを叩いてしまったんです、一緒に対応を考えましょう」←**事実**が根拠
 - ...「有効な対応がないので、専門家の意見を聞きましょう」←**事実**が根拠
 - ×...「発達障がい疑われるので病院へ行って下さい」←**判断**が根拠

19



合理的配慮とは？

What is a reasonable accommodation?

新潟大学 杉本篤富 20



架空のケース

- 21歳, 女性, 大学3年生.
- うつ病の診断で近医精神科に通院していたが, X年4月にA病院精神科に転医.
- 薬剤調整にてうつ症状は軽減するも, 教室に入れないとのこと, 講義に際しての合理的配慮を求められた.
- 以前は仲の良かった同級生数名からひどいことを言われ, 疎遠になった. その後より教室に入れなくなったとのこと.
 - ⇒ うつ病の診断は正しいのか?
 - ⇒ PTSDと診断できるほどのことか?
 - ⇒ このケースにどこまで配慮すべきか?



なぜ合理的配慮は義務なのか？

- 『配慮』は思いやりの行為と思われがちであり, 「配慮なんだから思いやりでやればいいのか?」「なぜ義務にするのか?」という疑問が生じる.
 - ⇒ 社会的障壁や障害の社会モデルというものを理解する必要がある.



合理的配慮とは？

- 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」には, 教育についての障害者の権利を認め, この権利を差別なしに, かつ, 機会の均等を基礎として実現するため, 障害者を包容する教育制度 (inclusive education system) 等を確保すること, とある.
- その権利の実現に当たり確保するものの一つとして, 「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を位置付けている.

(平成22年, 文部科学省)



合理的配慮の定義

- 障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において, 「合理的配慮」は以下のように定義される.
 - ⇒ 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し, 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって, 特定の場合において必要とされるものであり, かつ, 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの.

(平成22年, 文部科学省)



障害者の権利に関する条約

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
- 2006年に国連総会において採択され、2008年に発効。
- 日本は2007年に署名し、2014年に批准。

(令和4年, 外務省)



障害者の権利に関する条約

- 一般原則
 - 障害者の尊厳, 自律及び自立の尊重, 無差別, 社会への完全かつ効果的な参加及び包容等。
- 一般的義務
 - 合理的配慮の実施を怠ることを含め, 障害に基づきいかなる差別もなしに, すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し, 及び促進すること等。
- 障害者の権利実現のための措置
 - 身体的自由, 拷問の禁止, 表現の自由等の自由権的権利及び教育, 労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定. 社会権的権利実現については漸進的な達成を許容。
- 条約の実施のための仕組み
 - 条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置. 障害者の権利に関する委員会で各締約国からの報告の検討。

(令和4年, 外務省)



障害者差別解消法

- 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。
- 2013年成立, 2016年施行. 改正障害者差別解消法は2021年に成立, 2024年に施行。
- 改正法では, 民間事業者にも合理的配慮が法的義務化された。
- 主な内容は...
 - ⇒ 行政や民間事業者に対して, 障害を理由とした不当な差別的な取り扱いを禁止する。
 - ⇒ 障害者から社会的障壁の除去の意思表示があった際に, 過重な負担にならないときは必要かつ合理的な配慮をするように努めなくてはならない。

(e-GOV法令検索, 日本ケアフィット共育機構)



障害者の定義

- 障害者権利条約では...
 - 長期的な身体的, 精神的, 知的又は感覚的な機能障害であって, 様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者
- 障害者差別解消法では...
 - 身体障害, 知的障害, 精神障害(発達障害を含む), その他の心身の機能の障害がある者であって, 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
 - ⇒ 単に心身機能の障害だけでなく, 社会的障壁があわさることで制限を受けるといふ障害の社会モデルの考えが取り入れられている。

(外務省, e-GOV法令検索, 日本ケアフィット共育機構)



なぜ合理的配慮は義務なのか？

■『配慮』は思いやりの行為と思われがちであり、「配慮なんだから思いやりでやればいいのか？」「なぜ義務にするのか？」という疑問が生じる。

⇒ 合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた**機会の不平等を正すもの**。

⇒ 例えば、車いす利用者が、入口にスロープが無く階段しかない店を利用しようとしている場合、階段しかない入口という障壁を作っているのは事業者側である。

⇒ 障害を作っているのが事業者側であり、その原因を取り除くのは障害者自身が努力・工夫すべきことでも、事業者が思いやりでやるものでもなく、事業者の義務である。

(日本ケアフィット共育機構)



合理的配慮を提供しないことは差別？

■「そのような対応を普段からしていないので、限られた人にだけ行くと不平等になるから障害者にも行わない」「全ての人に同じ対応をしているから、障害者を差別しているわけではない」と思うかもしれない。

⇒ 合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた**機会の不平等を正すもの**。

⇒ 例えば、視覚障害者から契約内容の読み上げを求められたとする。

⇒ 書類でしか情報提供しないのなら、情報提供という機会に不均衡が生じる。

⇒ この場合、視覚障害者に代筆代読などの合理的配慮を提供しないことは差別にあたる。

●-	●-	●●	●●	●●
●-	●-	●-	●-	●-
あ	い	う	え	お

(日本ケアフィット共育機構)



合理的配慮の決定手順

Determination procedure of a reasonable accommodation



合理的かどうかは誰が決めるのか？

■ 合理的配慮の「合理的」とは、何を、誰の視点から見て合理的なのか？

■ 障害者の立場からの「合理的」か？

■ 障害者差別解消法には「実施に伴う負担が過重でないとき」とあるので、事業者の立場からの「合理的」か？





障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況 全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。	各大学等が取り組むべき主要課題とその内容 (1)教育環境の調整 変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。 (2)初等中等教育段階から大学等への移行(進学) 高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。 (3)大学等から就労への移行(就職) 障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。 (4)大学間連携を含む関係機関との連携 地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援が望まれる。 (5)障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置 組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。 (6)研修・理解促進 教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。 (7)情報公開 支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。
検討の対象範囲 ●第一次まとめの検討範囲を踏襲。 ●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)	社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成 障害のある学生支援の充実に関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。 一 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。
差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方 (1)基本的な考え方 ●「不当な差別的取扱い」:正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。 ●「合理的配慮」:第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。	【今後の議論が望まれる課題】 障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援
具体的な内容 (2)大学等における実施体制 各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」) (3)合理的配慮の決定手順 ①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング (4)紛争解決のための第三者組織 中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。	

合理的配慮内容の決定手順

- 文部科学省では、平成29年に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」を発表。
- 大学等における合理的配慮内容の決定手順を以下のように示している。

1. 障害学生からの申出
2. 障害学生と大学等による建設的対話
3. 合理的配慮内容の決定
4. 決定された内容のモニタリング

(平成29年, 文部科学省)



障害学生からの申出(意思の表明)

- 原則として、障害学生本人から**意思の表明(申し出)**があった場合に、合理的配慮を行なう。
- 申し出はなくても当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のよう
に努めることも必要。
 ⇨ 適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける
 ⇨ 日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努める
 ⇨ 障害学生自ら必要な申出ができるようになるよう促す

(日本学生支援機構)



障害学生からの申出(根拠資料)

- 原則として、申し出には**根拠資料**の提出が必要。
- 根拠資料は、個々の学生の障害の状況を適切に把握するためのもの。
 - 障害者手帳の種別・等級・区分認定
 - 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
 - 神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
 - 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

(日本学生支援機構)



障害学生からの申出 (根拠資料)

- 障害の内容によって**根拠資料の提出が困難な場合があることにも留意**する必要がある。
- その場合は、以下のように努めることも必要。
 - ⇒ 障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう
 - ⇒ 建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する

(日本学生支援機構)



建設的対話と合理的配慮内容決定

- 合理的配慮の内容は、障害学生と大学等が建設的対話を行なって決定。
- 建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮内容の決定が行なわれることは避ける。
- 障害学生が高等専門学校生等(後期中等教育段階)の場合は、必要に応じて保護者等から意見を聴取する。
 - ⇒ **留意事項:** 合理的配慮の内容を決定するにあたっては、**教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲**で、教育の提供の方法を変更することに留意する。

(日本学生支援機構)



決定された内容のモニタリング

- 合理的配慮内容の妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行う。
- 決定した合理的配慮を適宜モニタリングして、必要に応じてより良い形へ修正していく。
- 合理的配慮の内容は、学生本人の状況やニーズの変化だけでなく、環境的要因によっても適宜調整する必要がある。
- いくつかの事例でも、**最初に用意した支援を適宜調整しながら対応**しているケースがあり、そのようなケースほどうまくいっている。

(日本学生支援機構)



日本学生支援機構の事例講評

- 日本学生支援機構では、障害者差別解消法の下での紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及している。
 - ⇒ 大学等における障害学生支援は、障害者差別解消法が施行されたことで必要性が生じているものではなく、教育機関として普遍的な機能のひとつ。
 - ⇒ 差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供にあたっては、支援の対象や範囲などについて、法律で求められていることをしっかりと確保しておくことが必要。
 - ⇒ 「根拠資料」がないことで何の相談・支援も実施しないということは避けるべき。



日本学生支援機構の事例講評

- 合理的配慮内容の決定手順については、支援体制のなかに明確に位置づけ、具体的に実施していくことが重要。
- 各大学等における決定手順は、**学生や教職員に伝わりやすいように明示**していく必要がある。
- 各大学等においては、このプロセスを各組織に合わせて構築すること、また、積極的な情報公開や周知を通じて、このプロセスについての共通認識がもてるように働きかけていくことが求められる。

参考:

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/kiso/index.html



合理的かどうかは誰が決めるのか？

- 合理的配慮の「合理的」とは、何を、誰の視点から見て合理的なのか？
- 障害者の立場からの「合理的」か？事業者の立場からの「合理的」か？

⇒ どちらか一方の要望や事情を考慮するものではなく、双方の**建設的な対話**から相互に理解・納得し、その手段や方法、代替手段の検討されたものが合理的配慮(reasonable accommodation)である。

⇒ 英語で、自身の経済的・効率的観点での合理性をせず‘rational’でなく、自分にも他者にも理にかなった合理性というニュアンスの‘reasonable’を使っている。

(日本ケアフィット共育機構)



日本学生支援機構の支援・配慮事例

- 障害のある学生に対し、全国の大学等が比較的最近実施した、支援・配慮事例を紹介。
- 全般、体制・取組等、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害など項目別に紹介。
- 大学等において**各校の状況に応じた具体的取組の検討をする際の参考資料**となる。

参考:

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html



成人の引きこもり

- 成人の引きこもりの多くは発達障害とトラウマの掛け算
- トラウマインフォームドケアが必要
- 回復には超長期的な視点が必要
- 個別化されていない介入は拒否される。当事者は孤立感を高め、支援者は無力感を高める。
- 「我がままではない、トラウマである」という視点が必要